

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	行政財産使用料の減免にかかる不正行為への過料処分
根拠法令及び条項	那覇市行政財産使用料条例第6条
処 分 基 準	
○那覇市行政財産使用料条例 (過料) 第 6 条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができる。	
聴聞・弁明手続等	適用なし（那覇市行政手続条例第12条第2項第4号）
所管部署	教育委員課 担当課
更新日	平成27年4月1日